

別記様式(第8条第1項)

その1

令和4年3月31日

四街道市議会議長

成田 芳律 様

会派名 立憲

経理責任者 広瀬 義積

令和3年度政務活動費収支報告書

四街道市議会政務活動費交付条例第8条第1項の規定により、次のとおり
報告します。

1 収入

政務活動費 371,628円

2 支出

科 目	金 額(円)	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費	536,401	会派広報紙制作費
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
合 計	536,401	

残 額 0円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。



領収書等貼付用紙

会派(議員)名:立憲

(No. 3 - 1)

1 調査研究費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和4年3月17日から
2 研修費	<input type="checkbox"/>		令和4年3月17日まで
3 広報費	<input checked="" type="checkbox"/>	合計支出額	
4 広聴費	<input type="checkbox"/>		536,401 円
5 要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>		
6 会議費	<input type="checkbox"/>		
7 資料作成費	<input type="checkbox"/>		
8 資料購入費	<input type="checkbox"/>		

支出内容

会派広報紙(会派 立憲リポート)制作費

28,000部 地域新聞折込み
2,000部 個別配布

領収書等貼付欄 (この欄に入らない場合は、別紙に貼付すること)

領收証 会派立憲様 No.

内訳	金額
現金	458,640
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 会派立憲リポート制作料として

平成4年3月17日 上記正に領収いたしました

〒284-0005 千葉県四街道市四街道1564

スコープジャパン株式会社

代表取締役 池田勝之



200円

登録番号

GR1621

※1. 複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付すること。

※2. 「領収書等の整理上の注意点」を参照すること。

『佐渡市政の不透明な実態』

この利権の構造は、巨額な負債で終結できない。
鹿渡南部土地区画整理事業からも確認されます。
ここでも全く同じ元幹部職員や埋立業者らが関与し、
埋立業者が5億円以上の負債が残され、市も7億円以上
の補助金を負担しています。さらにこの業者は組合
合預金を1千万円以上横領すると共に、6千万円
以上の使途不明金を作り出し、組合から業務上横
領罪で千葉地検に告発されています。

市がこの業者を組合に紹介した当時の部長は、
退職後にこの業者の顧間に就くと共に佐渡市長
の市政アドバイザーにも就任し、市政に強い影響
力を持ち続けました。この部長の下にいた職員が
元幹部職員であり、その職員を長く重用してきたのが
が佐渡市政の不透明な実態です。



千葉日報 2020年9月17日付掲載

次期ごみ処理施設用地埋立工事

平成 27 年 5 月	市内吉岡地区の次期ごみ処理施設用地の一部 (1,340 m ²) と下野商事の所有する隣接地との土地交換の願書が、下野商事より四街道市に提出される。
平成 27 年 9 月	市からの回答書が下野商事に示される。条件として境界部の建地を下野商事の負担により平坦化する事。ただし埋立工事の実施主体は四街道市とする。 ※市主体の公共事業であれば残土条例が適用されず市のチエックが入らないため?
平成 27 年 11 月	市と下野商事との間で土地交換契約書が締結される。
平成 28 年 2 月	市長から市長宛に埋立工事を残土条例の適用除外とする特定事業許可除外届を申請する。埋立工事に残土条例を適用しない事を市長が決定する。
平成 28 年 2 月	窪地埋立工事が着工される。大谷組が関与、建設機構が実施する。
平成 29 年 3 月	市議会が初めて土地交換契約での埋立を知り、現地を視察する。
平成 29 年 9 月	次期ごみ処理施設用地に約 21 万 m ³ (大型ダンプ約 3 万 5 千台分) の残土が搬入されたまま工事が中断される。
平成 30 年 3 月	議会からの強い要望を受け市が土壤汚染調査を実施する。その結果、フッ素が基準値を大きく超えて検出される。
平成 31 年 2 月	施設用地 382 区画の内 247 区画でフッ素汚染が確認される。
令和元年 12 月	市が過剰に搬入された汚染残土の撤去費用として、下野商事、大谷組、建設機構、堺斗建設を相手に 22 億円の損害賠償を求めて提訴する。 弁護士費用が約 1 億円 (埋立業者は実質的に破産状態)
令和 2 年 3 月	市議会に調査特別委員会として百条委員会が設置される。
令和 3 年 12 月	市民 91 人が佐渡市長に 20 億円の支払いを求めて提訴する。

市民の目線で開かれた住みよい街づくり 会派 V 意見リポート

「土壤汚染の真相」～「佐渡市政の不透明な実態」

Vol.1
2022.2.1

発行責任者
庄瀬 よしお
栗原 なおや

市と民の道を背負ふ

財政の悪化を続ける四街道市、このままでは市民サービスの大幅な低下や福祉事業の切り捨てが進み、安心した市民生活が脅かされていく可能性があります。
経常収支比率が常に県内ワーストクラスの財政状況にも関わらず、その中で市民の大切な税金が不正な行為で無駄に使われる、こんなことがあっていいのでしょうか?
市と業者の不正を徹底的に追求し、市民の安心安全な暮らしを実現します。



栗原 なおや

〒284-0001
四街道市大日 418-3
TEL 043-422-8528
E-mail azuma708@yahoo.co.jp

広瀬 よしづみ

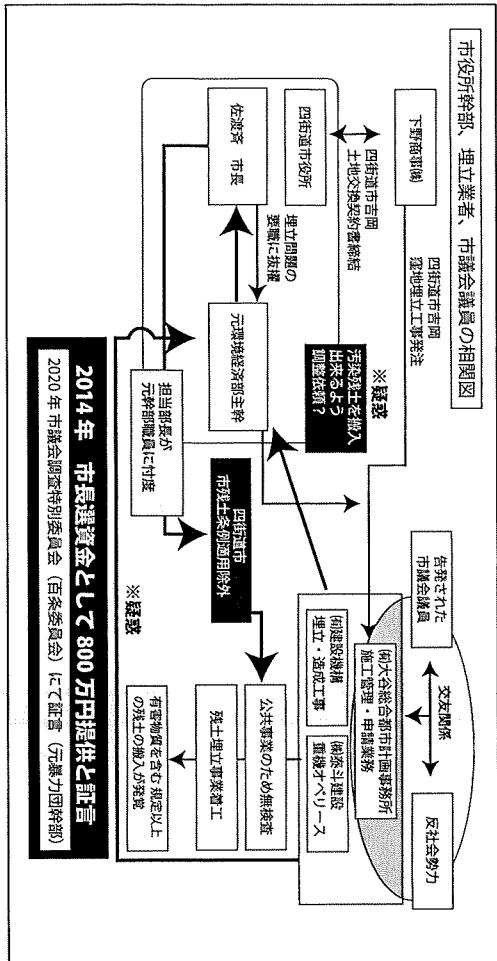
〒284-0025
四街道市さちが丘 1-22-5
TEL 043-421-1234
E-mail yoshizumi@beige.ocn.ne.jp

『土壤汚染の真相』元暴力團幹部からの内部告発

現在、市議会で最も重大な問題は、建設工場の汚染問題です。それはこの土壤汚染の原因が埋立業者による違法な汚染廃土の搬入にあるばかりか、市長に近い元幹部職員や市議会議員までがこの汚染問題に深く関与している疑いが持たれています。

その契機となつたのは元暴力団幹部から全議員に届いた大量の告発文や写真であり、その中では当時の市役所幹部職員や現職の市議会議員が、土壤汚染を引きこした埋立業者らと深く関わりながら埋立を実施していなければかりか、これら関係者全てが暴力団組長などの反社会勢力とも親しく交際していた事実が告白されています。

さらにはこの市有地への埋立工事により、埋立業者らが数億円もの莫大な利益を得ていたばかりか、業者からこの元幹部職員に市長選資金として800万円が渡されたとも告発しています。



【市長による異例な人事】元幹部職員の業者との深い繋がり

この元幹部職員は埋立を監督する部の次長を最後に退職し、再度同じ部の幹部に任用された事で、合計10年に渡り埋立に関する強い権限を与えられました。この異常な人事は市長の決済によるもので、誰が担当部長に就任しても、元幹部職員には市長との強い関係性から絶対的な権限を得ていたものと推測できます。

さらに元幹部職員と埋立業者らは20年以上に渡り親しい関係にあり、過去に元幹部職員の関与した区画整理事業では業者が5億以上の報酬を得ていてばかりか、清掃工場用地の埋立料からも5億円以上の利益が推測されるなど、この業者らが莫大な利益を得た事業には必ずと言える程この元幹部職員との関わりが認められます。

年 度	事業名	事業関係者
平成 13 年	鹿渡南部特定地区区画整理事業	◆元幹部職員（都市部区画整理課課長補佐） ◆大谷総合都市計画事務所／区画整理事業代行業務 ◆(有)建設環境／土木・埋立工事 ◆(株)泰斗建設／重機造成
平成 24 年	栗山汚染残土埋立工事	◆元幹部職員（環境経済部主幹） ◆(有)建設機構／土木・埋立工事 ◆(株)泰斗建設／重機造成
平成 26 年	太陽光パネル搬入路埋立工事	◆元幹部職員（環境経済部主幹） ◆(有)建設機構／土木・埋立工事 ◆(有)建設機構／埋立・造成工事
平成 28 年	次期ごみ処理施設用地埋立工事	◆元幹部職員（環境経済部主幹） ◆(有)建設機構／大谷総合都市計画事務所／施工管理・申請業務 ◆(株)泰斗建設／重機才ペリース

「利権の構造」利用された次期ごみ処理施設用地の埋立工事?

清掃工場用地の埋立。当时、市には埋立を規制し監視できる厳しい廃土条例がありながら、市長は改めてこの条例を適用させず、埋立業者は自由に大量の汚染廃土を搬入する事ができました。その結果、市の被った損害は20億円を大きく超え、元幹部職員と親しい埋立業者らは5億円以上の利益を得ていたと推測されます。

その中で現職の市議会議員は当時の暴力団組長の襲名披露宴への出席や暴力団関係者との賭け麻雀を認めると共に、土壌汚染を招いた埋立業者らも暴力団や右翼などの反社会勢力と強い結び付きがあった事を証言しました。また市長の信任が厚い元幹部職員は埋立業者より800万円を受領した事実を認めながらも、親族の事業目的の為に借り入れたもので「お金を返した」と証言しました。しかしこの元幹部職員から返済を証明する一切の書類や証拠は示されず、さらにこの資金を用意した埋立業者は「返してもらった覚えはない」と証言。本来、業者を監督すべき立場であると共に市長に極めて近い市の幹部職員が金銭を借りる事自体、公務員倫理に著しく背くものであり、もし返済の事実が確認された場合は汚染残土が搬入された当時の市の担当部長らは、元上司であり市長の付属として「忖度」や「遠慮」を繰り返し、埋立を監督すべき実質的な権限を全て「一任



「百条委員会での証言」市元職員が業者より800万円を授受??

これらの告発を受け市議会に調査特別委員会(百条委員会)が設けられ、告発者や市議会議員、さらには市の元幹部職員や理立業者らの証人尋問が始まりました。その中で現職の市議会議員は当時の暴力団組長の襲名披露宴への出席や暴力団関係との賭博麻雀を認めると共に、土壤汚染を招いた埋立業者らも暴力団や右翼などの反社会勢力と強い結びつきがあった事を証言しました。また市長の信任が厚い元幹部職員は埋立業者より800万円を受領した事を認めながらも、親族の事業目的の為に借りたもので「お金を返した」と証言しました。しかしこの元幹部職員から返済を証明する一切の書類や証拠は示されず、さらにこの資金を用意した埋立業者は「返してもらった覚えはない」と証言しています。本来、業者を監督すべき立場であると共に市長に極めて近い市の幹部職員が、埋立業者より数百万円もの金銭を借りる事自体、公務員倫理に著しく背くものであり、もし返済の事実が確認されなければ犯罪にも該当する行為です。

さらには汚染廃土が搬入された当時の市の担当部長らは、元上司であり市長の信任が厚いこの元幹部職員に対して「忖度」や「遠慮」を繰り返し、埋立を監督すべき実質的な権限を全て「一任していた」と証言しています。